

発議第 9号

集団的自衛権行使容認の「閣議決定」の撤回と立法作業中止
を求める意見書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおり関係行政
庁に提出するものとする。

平成26年9月9日 提出

提出者 江差町議会議員 小野 寺 真
" " 小 林 栄 治
" " 折 戸 幸 博

賛成者 江差町議会議員 大 門 和 子

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣

集団的自衛権行使容認の「閣議決定」の撤回と立法作業中止を求める意見書

安倍政権は国民多数の反対の声に背いて、集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更の「閣議決定」を強行した。「閣議決定」は、「憲法 9 条のもとでは海外での武力行使は許されない」という 60 年以上にわたって積み重ねられてきた政府見解を 180 度転換し、「海外で戦争する国」への道を開くものとなっている。

こうした憲法改定に等しい大転換を、国会での審議にもかかわらず、国民的議論にも付さずに、与党の密室協議を通じて、一内閣の判断で強行するなどというのは、立憲主義を根底から否定するものである。

「閣議決定」の第一は、従来の海外派兵法に明記されていた「武力行使をしてはならない」、「戦闘地域にいつてはならない」という歯止めを外し、自衛隊を戦地に派兵するということである。第二は、「憲法 9 条の下で許容される自衛の措置」という名目で、集団的自衛権行使を公然と容認していることである。

安倍首相は、「現行の憲法解釈の基本的考え方は、何も変わるところがない」、集団的自衛権の行使は、「明確な歯止めがある」「限定的なもの」、「日本が戦争に巻き込まれることはあり得ない」などと、ウソとゴマカシに終始していることは、断じて許すことができない。若者の命と人生、日本が憲法 9 条とともに築いてきた国際的信頼、日本社会の人権と民主主義などを失うことは明らかである。

従来の政府見解を土台から覆し、「海外で戦争する国」への大転換に踏み出すことに、「自衛隊員に犠牲者が出れば、隊員の応募が激減し、徴兵制になりかねない」との不安が広がっている。

若い世代が、「最大の被害者は私たちだ」「大きな戦争に発展してしまう」「攻撃すれば、今度はテロの危険にさらされる」と、自らの問題としてたたかいに立ちあがり、子育て世代は「平和憲法を子どもたちの世代に引き渡したい」と声をあげたのである。

時事通信の世論調査(7 月 11~14 日実施)でも集団的自衛権の行使容認については賛成が 33.4%に対し、反対が 51.6%に達し、安倍内閣の支持率は前月比 6.4%減の 44.6%に落ち込み、第二次安倍内閣政権発足以来、最低となっていることは当然である。

よって、憲法違反の「閣議決定」の撤回を求めるとともに、「閣議決定」の具体化と、「海外で戦争する国」をめざすいっさいの立法作業をただちに中止することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 9 日

北海道江差町議会議長 打越 東亜夫